



大

社援発第0829004号  
老発第0829001号  
平成20年8月29日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



### 「介護の日」について

平成19年8月に策定した「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成19年厚生労働省告示第289号）において、福祉・介護サービスの利用者や若年層を始めとする幅広い層に対し理解を求めることを盛り込んだところであり、今般、介護に対する国民の理解を一層深めるため、厚生労働省では下記のとおり「介護の日」を設定したところである。

今後、厚生労働省としては「介護の日」を中心として国民に対する啓発を実施することとしており、貴職におかれても、「介護の日」の趣旨を御理解いただいた上で様々な啓発に努めていただくことをお願いしたい。また、併せて、管内市区町村、関係機関・団体、事業者等に「介護の日」を周知いただき、地域の実情に即した効果的な啓発活動が活発に行われるよう特段のご配慮をお願いしたい。

なお、すでに同様の趣旨の啓発活動が実施されている場合には、「介護の日」との協調が図られるようお願いしたい。

## 記

### 1 趣旨

介護についての理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護を行っている家族等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、「介護の日」を設定する。

### 2 日にち

11月11日とする。

(日にち及び名称について意見公募を行い、最も賛意が得られたものであり、「いい日、いい日」といった覚えやすく、親しみやすい語呂合わせとした。)

### 3 実施方法

「介護の日」を中心に、その前後を啓発活動の重点実施期間とし、厚生労働省、地方公共団体、関係機関・団体及び事業者等が連携して、趣旨にふさわしい啓発活動を実施する。

(1) 厚生労働省においては、全国規模での周知・啓発活動を実施するとともに、全国の活動が連携をとって展開されるよう調整を行う。

(2) 都道府県及び市区町村においては、地域の実情に応じて啓発活動を実施するとともに、関係機関・団体、事業者等においてもそれぞれの立場で自発的な啓発活動が活発に行われるよう、周知や調整に努める。

#### (活動の例)

- ・介護に関するフォーラム、シンポジウム
  - ・入学・就職や介護に関する相談会
  - ・事業所見学会、介護体験会
  - ・ポスター、マスメディアによる広報
  - ・介護に関する作文・標語コンテスト
  - ・介護に関係する方の表彰
- 等